

令和2年 第9回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和2年 第9回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和2年9月24日(木)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和2年9月24日 午前9時30分				
	閉会	令和2年9月24日 午前11時20分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	×
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番5番	立山 富士雄	席番6番	神宮司 順子		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野	事務局次長	高迫		
	主幹兼農地係長	佐々木	農地係長	圖師		
	農地係長	桑水	主任主査	中尾		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實		9	小園 義行	
2	樽野 利秋		10	欠 員	—
3	白坂 正治	○	11	池袋 良子	
4	諏訪 光一	○	12	永田 勇人	
5	池添 昭一		13	脇田 祐二	
6	熊野 廉太郎		14	橋口 美一	
7	原田 純一		15	中之内 瑞穂	
8	田尾 昭三		16	大原 雅隆	

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 60 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 61 号 非農地証明願の承認について 議案第 62 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 63 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 64 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、令和2年第9回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番5番、立山委員と、席番6番、神宮司委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>先月の総会で指名されました〇〇さん分ですが報告いたします。この土地は、10年余り小作で無償貸し付けをしております、その小作人が買ってほしいとの話でしたので、申請人にその旨を話したところ、なかなか折り合いが付かなかったので、他の周辺の方々にあたりたいと思いますので、引き続きあっせん活動を続けたいと思います。</p>
議長	山下	次に、井久保委員の報告をお願いいたします。
委員	井久保	<p>農業経営基盤強化促進法あっせん活動中の報告を行います。令和2年8月定例総会で指名を受けた農用地等のあっせんです。申出者の〇〇さんは、始良市平松〇〇番地〇にお住まいで、申出者の娘であり同居されておる〇〇さんが代理人です。8月28日に祖父及び祖母のお参りに志布志市に来られるという事で、小園委員と共に面談を行いました。始良市にお住まいという事で、以後は電話での調整が主になると思われます。現在は、この畑を借りて耕作をされておられる認定農業者と連絡を取り、交渉に入る段階ですが、日程調整に時間を要しているところです。引き続きあっせん活動を継続したいと思うので、もう少し時間をいただきたいと思ひます。以上です。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。次に、宮脇 勇委員の報告をお願いいたします。3件、一緒をお願いします。
委員	宮脇 勇	まず、〇〇さん分ですが、ただいま3人ほど電話連絡でしているところですが、金額の方が折り合ないところで面談まで至っておりません。引き

<p>議長 山下</p>	<p>続き活動をしていきたいと思ひます。そして、〇〇さんと〇〇さんの分ですが、一応8月8日に4者面談して、あっせんの成立はしたのですが、買手〇〇さんが、認定農業者及び農地所有適格法人になっておりませんでしたので、もう少し調べてから該当しないようでありましたら、引き続きあっせん活動をしていきたいと思ひます。以上です。</p> <p>はい、ご苦勞さまでございました。次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>9月4日、第1回臨時総会及び9月定例常設審議委員会が鹿児島市マリンパレスで開催されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、7件の申請でございます。まず、5ページ、番号70番を審議いたします。番号70番は、坂元委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、坂元委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p>
<p>会場</p>	<p>(坂元委員 退席)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>脇田委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 脇田</p>	<p>会長より依頼のありました番号70を報告いたします。譲渡人は、松山町新橋前田集落にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町新橋大谷集落にあります〇〇会社〇〇 代表社員〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、松山町新橋の狩川集落にあります原口商店から末吉方面へ100m進んだところを左折し、200mほど進んだ右側にあります。法人事務所から南西方向に直線距離700mのところにあります。〇〇会社〇〇は、農地所有適格法人で代表者と社員5名パート4名計10名で、会社を運営されております。お茶の有機栽培をされており、申請地には、約2年くらいしてからお茶の移植をしたいとのことでした。また、農機具等もトラクター1台・摘採機2台・動噴機2台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまふ。また、周囲の状況からも支障はないと思われまふ。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、それでは、番号70番を審議いたします。これにつきましてなにか</p>

会場	委員	ご意見ございませんか。 (会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで坂元委員の入室を許可します。
会場		(坂元委員 入室)
議長	山下	次に、番号 71 番を審議いたします。永屋委員説明をお願いいたします。
委員	永屋	会長より依頼のありました番号 71 を報告いたします。譲渡人は、有明町野神上方限集落にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野神上方限集落にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、有明町野神小学校から西へ 1.5 kmほど行き市道上方限・下原線を右に曲がり 500m進んだところに〇〇さんの自宅がありますが、その周りの畑 2 筆になります。本宅からは 200mのところにあります。〇〇さんは、奥さんと長男さんと甘藷・キャベツ・大根を主に栽培されており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター 5 台・トラック 3 台・収穫機 2 台を保有されております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、番号 72 番を審議いたします。井久保委員説明をお願いいたします。
委員	井久保	会長より依頼のありました番号 72 を報告いたします。譲渡人は、埼玉県北葛城郡杉戸高野台南〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 63 歳です。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇中学校通りにお住まいの〇〇さん 65 歳です。二人は、兄妹になります。申請地は、議案書に記載されてい

		<p>る通りでございます。申請地の場所は、J A鹿児島志布志支所前の市道を、北へ1 kmほど進みますと、右側に日本緑農株式会社・左側に公園と住宅街が見えてきます。公園前から更に50mほど北に歩きますと左側に住宅に囲まれた1反程の畑があります。本人宅からは車で2.3分の距離にあります。現在甘藷が作付けされておりました。譲受人の〇〇さんは、妻と甘藷を主に栽培されており、申請地にも、引き続き甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクターを保有されております。本人と妻兩人とも、農業作業従事日数がそれぞれ300日あり、権利取得後の農地面積は10,295 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。次に、6ページ、番号73番と7ページ、番号74番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思ひまますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めまます。この2件につきましては、後ほど審議されまます、農地法第5条案件で関連がございまますが、ここでは、両者の区分地上権の申請がでておひまますので、5条許可が出れば、3条許可を行う旨の審議をお願いいたします。区分地上権の事案ですひので、まづ最初に、事務局の説明を求めまます。
農地係長	桑水	議案第59号 番号73・74 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、補足して説明申し上げまます。また、後ほど御審議いただく予定でございまます、議案第60号 番号53 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、関連がございまますひので、併せてご説明申し上げまます。本案件は、営農型太陽光発電に伴う新規の申請で、5条の一時転用申請と、3



条の区分地上権設定の申請となります。営農型太陽光発電については、先月総会でもご説明したところですが、今回の申請は農用地区域内で申請地の登記面積の合計が3町ぶを超え、発電設備の下の農地面積の合計が2町ぶを超えるものとなっております。一時転用面積は支柱やパワコンなどの部分で約101㎡ほどです。パネル下の農地は農地所有適格法人である〇〇ファームが牧草を作付けする計画です。申請人は議案書のとおりですが、現地調査の立会いは申請人の親会社の〇〇株式会社の社員で、本日お配りしております資料の1枚目は〇〇提出の参考資料となります。写真はあくまで参考で、今回申請のパネルは写真より密に設置される計画です。3枚目はパネルを真上から見た図と側面から見た図です。支柱の高さは低いところで3m、支柱の幅は狭いところで約4.2mの計画です。

なお、農業委員会は3条の区分地上権等の許可を行うときは、5条許可と同日付で行うこととなっております。以上で補足説明を終わります。

次に、坂元委員説明をお願いいたします。

会長より依頼のありました番号73と74を報告いたします。番号73と74の申請は、営農型発電施設設置のため、上空のパネル部分の区分地上権と地下60センチ以下の配管部分の区分地上権の設定で、転用は、後ほど5条で審議されますが、一時転用と同時申請となっております。

総会資料の、4ページから7ページも合わせてご覧ください。営農型の発電施設を設置するための、区分地上権設定の、農地法第3条許可の判断については、農地法第3条第2項のただし書きに該当するため、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はありません。権利が設定されている農地及び周辺の農地の営農に影響がないか権利者の同意を得ているか確認することとなっております。よって、次のとおり報告させていただきます。

番号73の区分地上権設定者は、松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、番号74の区分地上権設定者は、鹿児島市吉野〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。区分地上権者は、どちらも東京都文京区本郷にあります〇〇会社です。

申請地は、それぞれ議案書に記載されている通りですが、申請地の場所は、道の駅松山から県道109号飯野松山・都城線を都城方向へ約2.2km進むと、豊留集落に入る三差路があります。そこを左折し、市道52号豊留・宮田上線へ入り、約400m進んだところを、左折し、市道183号上豊・榎

議長 山下  
委員 坂元

俣線を約 300m進んだ、左手に字大原の 4 筆があり、さらにそこから、約 300m進んだ、右手に字梨木の 2 筆が、左手に字牧ノ原の 8 筆があります。

9 月 9 日の 5 条申請分の現地調査に同行いたしまして、現地を確認しましたが、現在、作付けはされていない所と茶樹が放置され荒廃している場所もありました。耕作地としては、大変恵まれた土地であります、このままでは非農地になりかねない状況にありました。その荒廃した農地も含め、きれいに耕作地にして、営農型太陽光発電を行なう予定とのことでした。太陽光パネルの下では、認定農家である株式会社〇〇が、牧草を作付けされるとのことでした。現地調査に立ち会われた委員の方々からは、パネルの下での栽培では、収穫量が計画量を達成できないのではないかと疑問の声が上がりましたが、県外で実際に、営農型発電施設の下部で牧草を作付けしているところもあり実績はあるとのことでした。しかし、幾分にも症例数が少ないことから試行錯誤しながら実績を積み上げていきたいとのことでした。また、牧草の栽培が思わしくない場合には、シキミなど作物の変更をし栽培することもありえるとのことでした。権利者の同意についてですが、次に、番号 75・76 で説明いたします、下部の農地を耕作される、株式会社〇〇にも区分地上権設定の同意は得ているところですが、申請地の周辺は、甘藷・シキミ・茶等が栽培されていますが、申請地は、牧草を栽培する予定で、特段農薬を使用するわけでもないとのこと、農薬が流れ出ることはなく周りへの影響はないと思われま。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 山下

はい、ご苦労さまでございました。まず、6 ページ、番号 73 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

委員 井久保

営農型太陽光発電施設について、農地に設置する議案には基本的に反対する立場です。理由は、一般的に農地は農産物を生産栽培する場所であり、農作業がしづらくなることおよび生産性が落ちることが懸念されるからです。また、自然電力だということでしたけれども、その情報が私にはなく、事業性の実効性に疑義を持ったからです。途中で事業がストップした場合、どうなりますか。柱は建ったは農地としては使えないは、それを撤去するか、誰の持ち物で自分たちで撤去できるか。出来ないとなります。そのようなことが予想されますので、私としましては反対として明確にしました。

今回のような一反以上の営農型太陽光発電施設の現地確認には、農業委

		員及び地区の推進委員の出席を要望いたします。
議長	山下	意見集約のため、協議会に 移します。
		本会議に返します。他に意見はございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、これにつきましては、農地法第 5 条の、許可が出された時点で、3 条の許可を行うことにいたします。
		次に、7 ページ、番号 74 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、これにつきましては、農地法第 5 条の、許可が出された時点で、3 条の許可を行うことにいたします。
		次に、8 ページ、番号 75 番と 9 ページ、番号 76 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。同じく、坂元委員説明をお願いいたします。
委員	坂元	会長より依頼のありました番号 75 と 76 を報告いたします。番号 75 の貸人は、先程の番号 73 と同じ〇〇さんで、番号 76 の貸人は、先程の番号 74 と同じ〇〇さんです。借人は、どちらも松山町新橋〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。
		申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、先程の番号 73・74 と同じです。法人事務所から、車で約 10 分のところにあります。株式会社〇〇は、農地所有適格法人で代表者と従業員 6 名で、キャベツ・ゴボウ・甘藷・甘藷苗を主に栽培しており、申請地には、牧草を作付けする予定とのことです。何分にも、牧草を作付けするのは初めてのことで、太陽光パネルの下での栽培となると目標収量を達成することは困難なため、雪印種苗の協力をもらいながら進めていきたいとのことでした。また、耕運・播種までは自社で行い、収穫機を持ち合わせていないため、農業公社あるいは、牧草の売り先であります畜産農家をお願いし長期契約を円滑にこなしていきたいとのことでした。ある予定とのことです。〇〇の機械類は、トラクター 3 台・耕運機 3 台・ゴボウハーベスター 1 台・タイヤショベル 1 台を保有しています。
		以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の

		<p>適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。まず、8ページ、番号75番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員	吉野	<p>もし今回、牧草で許可した場合に、どこも地域の農家が牛を飼育して年を取ったのでやめようとした時に、1反でも2反でも申請した時に、牧草でこれが通れば、反対出来ないでしょう。今回の牧草については、農業経験者は分かっているはずですね。お金になるかならないはですね。牧草が陰になり日照不足で出来るはずが無い。だから許可をするのであれば、牧草でなくて、他の作物で許可をしないと、牧草で許可を出してしまうと後に続くように出てくると思ひます。</p>
議長	山下	<p>坂元委員</p>
委員	坂元	<p>先ほど報告しました通り、段階的に指導していく。100%出来なくて〇〇さんも牧草がだめでもシキミに変えていく。また、それ以外の作物も考えていくという事でしたので、もし次から次へ申請が上がるとなるという事例になるのではないかと思ひます。</p>
議長	山下	<p>他にございませんか。井久保委員</p>
委員	井久保	<p>指導をする業者はどうですか。出荷がダメだったから次の作物という事であるが、どのように確認をするのですか。</p>
農地係長	桑水	<p>営農型太陽光発電事業については、年に1回の報告がたまして、内容を精査しまして、県への報告をいたします。収量が満たない場合は、県に相談をしまして、どのような指導が必要かと現地を見ながら県と調整をして指導をしていくことになると思ひます。</p>
委員	井久保	<p>私の質問は、誰が指導をするのか。</p>
委員	坂元	<p>とにかく、〇〇さんも牧草については、心配されておりました。ですので、収量が上がらない種であったら、雪印種苗さんの方で違う種の協力を頂きながら収量を上げていきたいという話でした。</p>
委員	矢野	<p>先ほど吉野委員からも言われたのですが、日照率が50%くらいという事は、明らかに無駄づくりのようなものになると思ひます。それを、最初から牧草で計画するという事は、いいことはないのではないのでしょうか。</p> <p>(会場から協議会にしてください。)</p>
議長	山下	<p>協議会に 移します。</p>

		<p>本会議に 返します。</p> <p>色々ご意見が出て来たのですが、審議に必要な事項を申請者等より聞き取り徴収をすることにしますので、営農型太陽光発電事業関連につきましては、継続審議案件としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、その様にいたします。次に、9 ページ、番号 76 番を審議ついて、先ほど番号 75 番と同様継続審議案件としたいと思いますが。ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって日程第 4、議案第 59 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、継続審議案件を除き原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 5、議案第 60 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。最初に、11 ページ、番号 53 番を審議いたします。番号 53 番は、先ほど番号 75 番と同様継続審議案件としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、12 ページ、番号 54 番を審議いたします。現地を調査された立迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立迫	<p>議案第 60 号番号 54 番について報告いたします。別紙は 8 ページをご覧ください。調査日は、9 月 9 日 調査員は、吉野委員・白坂委員と私で事務局より 2 名でした。譲渡人は、長野県北佐久郡御代田町馬瀬口〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。不動産より紹介を頂いたそうです。立会人は、〇〇さん本人でした。。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志市役所志布志支所から北北西の方向に位置します。県道 63 号志布志・福山線を有明方面へ向かい、市道町原・弓場ケ尾線の交差点にあるファミリーマート前の岡田仏壇店裏 100m 進んだ左側に位置します。転用目的は、一般住宅と貸駐車場・貸資材置場・貸作業場です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は宅地・南側は畑転用許可済です。西側</p>

		<p>は畑です。〇〇さんですが、自宅のある場合一般住宅の許可は難しいのですが、この方の住まいが急斜面地で特別災害地域となっております。今回の災害時にも崖が崩れて資材運びが困難だったり家から出ることも出来ない程だったそうです。〇〇さんは、建設業を営まれており今回お客の多い志布志の方へ移転を考え不動産屋さんに紹介されたそうです。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく都市計画用途地域内の地域から概ね500m以内にあるため、第2種の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員	井久保	<p>周りはすべて宅地のようなのですが、騒音等の影響はありませんでしたか。</p>
委員	立迫	<p>申し遅れました。指導内容として、作業に伴う騒音及び出入り時の交通音についても気を付けるようにしました。</p>
議長	山下	<p>他にございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 55 番を審議いたします。現地を調査された矢野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	矢野	<p>会長より依頼のありました議案第 60 号番号 55 番について報告します。資料は別紙 11 ページから 13 ページです。調査日は、9月9日 調査員は、宮脇 勇委員・諏訪委員と私と事務局でした。譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明本庁より南へ 4.2km 市道飯山・通山 1 号線から市道通山・山之上 2 号線に入り、およそ 300m道なりに進み左折し南の方向へ 70m進んだ右手に位置します。転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は山林・東側は公衆道路・南側は山林・西側は山林です。排水は道路に排水パイプを通しポンプにて北側の道路排水溝に流すという</p>

		<p>ことでした。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。次に、番号 56 番を審議いたします。現地を調査された宮脇 勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇 勇	<p>議案第 60 号番号 56 番について報告します。調査日は、9月9日 調査員は、矢野委員・諏訪委員と私でした。総会資料は 14 ページから 16 ページです。譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明本庁より南へ5kmほど行くと、通山保育園があります。その保育園の北へ60m進んだ右手にあります。転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は畑・南側は畑・西側は公衆道路です。排水は、合併浄化槽で道路の側溝に流すということでした。畑の中に作りますので周辺の東側南側にコンクリートブロックを積むとのことです。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)

議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第60号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第61号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。14ページ、番号14番を審議いたします。現地を調査された、白坂委員の説明をお願いいたします。
委員	白坂	議案61号番号14について報告いたします。調査日は9月9日 調査員は、吉野委員・立迫委員と私白坂です。事務局から2名同行しております。総会資料は、17ページから19ページに記載の通りです。申請人は、志布志町安楽〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志市役所志布志支所の北西に位置し、県道63号志布志・福山線を消防署方面へ向かい、大町石油店を左折し市道宮ノ上2号線を420m進んだところを左折し100m進んだ左側に位置します。〇〇さんは、現在体調が悪く入院されておられます。平成7年に相続され20年以上耕作されずに、山林化しておりました。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。つぎに、番号15番を審議いたします。同じく、現地を調査された、白坂委員の説明をお願いいたします。
委員	白坂	議案61号番号15について報告いたします。調査日は9月9日 調査員は、吉野委員・立迫委員と私白坂です。事務局から2名でした。申請人は、



		<p>志布志町志布志〇〇番地にお住まいの〇〇さん他 2名です。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。総会資料は、20 ページから 22 ページに記載してあります。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志市役所志布志支所から北東方向に位置し、志布志から八野潤ケ野方向へ向かう県道 3 号線を志布志小学校から 4.5km ほど進んだところを右折、市道佐野・二反野線を 1.7km 進んだ右側に位置します。この土地は、昭和 63 年に贈与されて取得されましたが、20 年以上耕作されず竹林化しておりました。周りの住宅も壊れておりました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。つぎに、番号 16 番を審議いたします。現地を調査された、吉野委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>議案 61 号番号 16 について報告いたします。調査日は 9 月 9 日 調査員は、白坂委員・立迫委員と私吉野でございます。事務局から 2 名でした。申請人は、志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、志布志町内之倉字土光 3526 番 4、登記地目は畑、地積は 1,396 m<sup>2</sup>でございます。申請地の場所は、志布志市役所志布志支所から北東方向に位置し、県道日南・志布志線を旧出水中学校方向へ、小岩屋自動車整備工場先を右折、およそ 500m 進んだところを右折、大川内自治会へ行きおよそ 37m 先をさらに右折し、140m 進んだ右側に位置する土地でございます。平成 4 年に相続で取得したもののその後 20 年以上耕作されず現在山林化しております。周りも山林化しており農地に戻すことが困難と見ました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>

		た。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでござひますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにござ異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。つぎに、15 ページ、番号 17 番を審議いたします。現地を調査された、諏訪委員の説明をお願ひいたします。
委員	諏訪	議案 61 号番号 17 について報告いたします。調査日は 9 月 9 日 調査員は、宮脇委員・矢野委員と私諏訪でございました。事務局から 2 名でした。申請人は、有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 523 号線の芝用駐在所先の国道 269 号線と交わる芝用交差点を左折、野方方向へおよそ 350m 進み左折、南方向およそ 170m 進んだ右側に位置してあります。本人から聞き取ったところ、2543 番地 1 は、昭和 57 年に住宅を建築し以降宅地として利用していた。また、2543 番地 6 のほか 3 筆は、平成 7 年に水路の設置のため分筆した残地でとても農地として使えるような地形ではありませんでした。側溝があり細長い土地で農業ができるような土地ではありませんでした。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでござひますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにござ異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 61 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。 次に、日程第 7、議案第 62 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名に

農地係長 佐々木	<p>ついてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第 62 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、17 ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>議案書の番号 15 の願出人は、有明町山重〇〇番地〇 〇〇さんです。土地は、有明町山重字於呂口 10789 番 1、登記地目は畑、地積は 67 m<sup>2</sup>でございます。申請地は、志布志市役所有明本庁から西北西方向に位置し、県道 523 号線の芝用駐在所先の国道 269 号線と交わる芝用交差点を右折、およそ 370m 進んだ左側に位置する土地でございます。現在、宅地化しております。現地調査は、3 名で行うこととなっておりますので、番号 15 につきまして、道山委員、神宮司委員、樽野委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。 ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。よって日程第 7、議案第 62 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 63 号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。それでは、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
主任主査 中尾	<p>議案第 63 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、19 ページから 76 ページとなっております。まずは、議案書 19 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 2 年 9 月 30 日で、始期は令和 2 年 10 月 1 日となります。設定期間が、1 年から 30 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 19,929 m<sup>2</sup>、畑が 273,659 m<sup>2</sup>で、樹園地が 120,083 m<sup>2</sup>で、合計しますと 413,671 m<sup>2</sup>となり、うち更新分は 18,450 m<sup>2</sup>となっております。</p>

		<p>利用権の設定をする者の数が 109 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 22 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 87 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、20 ページ～61 ページの明細表をご確認ください。次に、利用権の転貸について、議案書 62 ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は令和 2 年 9 月 30 日で、始期が令和 2 年 10 月 1 日であります。設定期間は、6 年と 10 年です。地目別の内訳は、田が 4,957 m<sup>2</sup>、畑が 147,630 m<sup>2</sup>で、合計しますと 152,587 m<sup>2</sup>となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人鹿児島県地域振興公社の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 7 名であります。詳細につきましては、63 ページから 76 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第 63 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。最初に、20 ページ、番号 1 番から 22 ページ、番号 7 番を審議いたします。番号 1 番から番号 7 番は、長岡委員に 関係がございましたので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、長岡委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p>
会場		(長岡委員 退席)
議長	山下	<p>それでは、番号 1 番から番号 7 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。</p>
会場		(長岡委員 入室)
議長	山下	<p>次に、22 ページ、番号 8 番から、61 ページ、番号 115 番までと、19 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。それでは、63 ページ、番号 1 番から、76 ページ、番号 31 番までと、62 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 63 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
事務局次長	高迫	次に、日程第 9、議案第 64 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。 それでは、議案第 64 号の農業経営基盤 強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書は 78 ページから 79 ページとなっています。78 ページ番号 19 番の申出者〇〇さんは、曾於市大隅町岩川〇〇番地〇にお住まいの方で、売買の申出でございます。あっせんの土地は、松山町泰野字鶴ヶ迫 938 番 畑 4, 326 m <sup>2</sup> の 1 筆です。土地の場所ですが、松山町泰野にある泰野地区公民館から県道柿木、志布志線を内之野集落方面へ約 500m 程進んだところを右折し、さらに 50m 程進んだ左手の畑になります。現在、畑は茶畑です。あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします。 次に番号 20 番の申出者は志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの、〇〇さんで、売買の申出です。代理人は先ほど 19 番の〇〇さんです。あっせんの土地は、松山町泰野字鶴ヶ迫 939 番 畑 203 m <sup>2</sup> の 1 筆です。土地の場所ですが、先程の番号 19 番のあっせんの土地のとなりになります。現在、畑は茶畑です。あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします。

次に番号 21 番の申出者は志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの、〇〇さんで、売買の申出です。代理人は先ほど 19 番の〇〇さんです。あっせんの土地は、松山町泰野字鶴ヶ迫 940 番 畑 864 m<sup>2</sup>の 1 筆です。土地の場所ですが、先程の番号 20 番のあっせんの土地のとなりになります。現在、畑は茶畑です。あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします

次に番号 22 番の申出者は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出でございます。あっせんの土地は、松山町新橋字仮屋 6786 番 2 畑 792 m<sup>2</sup>の 1 筆です。土地の場所ですが、松山町新橋にある仮屋集落公民館から県道塗木、大隅線を松山支所方向へ約 200m 進んだところを左折して、さらに 250m 程進んだところを左へ曲がりさらに 450m 程行ったところの道路横左手の畑になります。現在、畑は耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、坂元委員と大原委員でご提案いたします。

次に番号 23 番の申出者は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、売買の申出でございます。あっせんの土地は、松山町新橋 字大坂 2216 番 10 畑 1,360 m<sup>2</sup>の 1 筆です。土地の場所ですが、松山町新橋にある まこも集落公民館前の集落道を北の方向へ約 110m 進んだところが〇〇さん宅ですが、そこを左折して、さらに 200m 程進むと突き当たりになります。そこを右折して 50m 進み、さらに右折して 50m 進んだ左側の畑になります。現在、畑は何も耕作してありません。あっせん委員の指名につきましては、坂元委員と大原委員でご提案いたします

次に 79 ページ番号 24 番の申出者は、大阪府門真市大倉町〇〇番〇号にお住まいの 〇〇さんで、売買の申出でございます。代理人は、〇〇さんです。あっせんの土地は、松山町泰野字柳木田 2522 番 7 田 1,614 m<sup>2</sup>の 1 筆です。土地の場所ですが、松山町の泰野郵便局から県道塗木・大隅線を志布志方向へ 700m 進んだところを左折して、白坂集落の方向へ 500m 進んだところを左折します。そこから 400m 程進むと下りきったところに水田地帯がありますが、そこから西の方向へ道なりに 800m 程進んだ道路横左側の田になります。現在、田は、耕運がしてあります。あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と隈元委員でご提案いたします。

番号 25 番の申出者は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さ

んで、売買の申出でございます。あっせんの土地は、有明町原田字清堀 2173 番 2 田 1, 180 m<sup>2</sup>と 2174 番 1 田 1, 757 m<sup>2</sup>の 2 筆です。土地の場所ですが、有明町原田の和香園前のそう街道を中沖方面へ 1.3 kmほど行くと、ラーメン秀がありますが、そこを鋭角に左折して、650m程進んだところを右折します。さらに 180mほど進むと右側道路横の田が 2173 番 2 の田になり、その隣が 2174 番 1 の田になります。現在、2 筆の田は、何も耕作してありません。あっせん委員の指名につきましては、宮脇勇委員と原田委員でご提案いたします。

次に番号 26 番の申出者は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出でございます。あっせんの土地は、志布志町田之浦字大野原 408 番 8 田 1, 711 m<sup>2</sup>の 1 筆です。土地の場所ですが、松山町尾野見にある 大野原集会施設前の県道塗木・大隅線を西の方向へ約 40m進んだところを左折して 230m程進むと突き当たりになります。そこを左折して 90m程進んだところを右折して、右側 3 番目の田になります。現在、田は何も耕作してありません。あっせん委員の指名につきましては、山迫委員と熊野委員でご提案いたします。

次に番号 27 番の申出者は、先程 26 番と同じ〇〇さんで、売買の申出でございます。あっせんの土地は、松山町尾野見字中段 1031 番 43 畑 2, 172 m<sup>2</sup>と 1031 番 46 畑 549 m<sup>2</sup>と 1031 番 58 畑 1, 571 m<sup>2</sup>と 1031 番 88 畑 1, 137 m<sup>2</sup>の 4 筆です。

土地の場所ですが、松山町尾野見にある 宮下地区集会施設前の県道塗木・大隅線を田之浦の向へ約 300m程進んだところを右折し、さらに 250 m程進んだところを左折して 80m程進んだ所の畑が 1031 番 46 になります。1031 番 46 の隣の畑が 1031 番 88 の畑になります。さらにそこから 10 m程進んだ畑が 1031 番 43 になり、さらに 1031 番 43 の畑の南側の隣の畑が 1031 番 58 の畑になります。現在、4 筆の畑は何も耕作してありません。あっせん委員の指名につきましては、隈元委員と池袋委員でご提案いたします

次に番号 28 番の申出者は、埼玉県東松山市五領町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出でございます。代理人は、先程の〇〇さんです。あっせんの土地は、松山町尾野見字中段 999 番 1 畑 1, 381 m<sup>2</sup> の 1 筆です。土地の場所ですが、松山町尾野見にある 宮下地区集会施設前の県道

		<p>塗木・大隅線を田之浦の方向へ約 300m進んだところを右折し、さらに 250 m程進んだところを左折した右上の畑が 1031 番 46 になります。現在、畑は何も耕作してありません。あっせん委員の指名につきましては、隈元委員と池袋委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 64 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>